

論說

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田 功

はじめに

漢代に對匈奴防衛のための施設として、甲渠候官が置かれた居延破城子 (Mudurbelin) の地から、一九七三・四年の発掘調査⁽¹⁾により、「塞上烽火品約」なる軍事關係、とりわけ烽火に関する細部規定が出土した。この「品約」は、本稿の後で論ずるように、いわゆる「軍約」に属するものと考えてよいだろう。

戦国秦漢時代を通じて戦闘集団や民間の社会集団などには、強制力をもって集団の秩序維持の機能を果たした法

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって 岡田

的規範たる「約」が存在し、またそれは、歴史的に大きな意味をもっていたという事実がよく知られている。とくに軍事に関わる集団内部の統制、秩序維持の機能を有する規約を軍約と称するわけであるが、軍約の性格その他については、増淵龍夫・大庭脩氏の優れた研究成果がある。⁽²⁾

軍約についての両者の立論の立場は、増淵氏が、当該社会内部に存在する諸集団内で様々な機能をもつ「約」に着目し、その一環として諸集団の性格と関連させて軍約を捉えたのに対して、大庭氏は、秦漢法制史の制度的側面から律令と軍約との有機的連関を問題としつつ、軍約を捉えたといえよう。両者の論ずるところから、軍約の性格について大まかに言及すると、以下のようになる。

戦国時代、「国」の三軍には軍約が存在し、それは將軍に任せられた者が、軍隊の成員全体に対して「約束」として発布したものである。しかも一旦布告された軍約は、全員の熟知徹底を建前に厳しい刑罰規定が伴っており、軍約を布告した將軍自身にも厳格に責任をもつ態度が要請された。こうした傾向は、漢代に至ってもなお生き続けたのである。

こうした戦国時代以降漢代に至る軍約の性格をふまえて、本稿では、この「塞上烽火品約」を分析して検討を加えつつ、本品約のもつ特質並びに問題点を論じ、今後の軍約研究の一助としたい。

一 予備的考察

発掘報告⁽³⁾から概観すれば、「塞上烽火品約」は、居延の漢代甲渠候官置所中たる第一六号室内より発見され、出

土状況は、裏面を上にして順序よく排列されて一七枚共に出土したとある。同地点から後漢時代建武八年(A.D. 32年)の木觚が出土しており、本品約も建武初年期的ものとみられている。簡の体裁は、長さ三八・五cm、幅一・五cmで、漢代の一尺すなわち二三cmよりも一五cm余り長い。漢代では、法律として明示される簡の長さを、とくに長く作っており、律令を発する場合、おおよそ二尺四寸〜三尺(五五〜七〇cm)位で指し示したものと考えられている。⁽⁴⁾とすれば、本品約の長さはこの規定に入らず、少くとも律令でないことは確かであろう。

簡には一簡毎に●印が施されており、これらは一簡ずつ独立した条文である点が判明するが、内容上はこれら全体で一つの意味を表わしているところから、冊書とみてよい。また筆跡も同一ではないかと考えられる。⁽⁵⁾

近年の永田英正氏による旧居延漢簡の分類作業をおした集成の中に、『挙書』がある。『挙書』とは、信号報告書であって、隙が檄(警報)を受けた時刻、信号の種類、数を記して後方に報告した、その報告書をいう。『挙書』の挙は信号を意味し、挙には表、煙、火、積薪の四種⁽⁷⁾があったとされ、表もしくは蓬は旗や吹流しの類、煙はのろし、火は苜火、すなわちたいまつ、積薪は薪を積み上げたものに火をつけて燃やす信号であるといわれる。これらは烽火規定に法って、昼夜及び緊急時などに応じて使い分けられた。「塞上烽火品約」は、信号を発するための烽火規定であって、『挙書』とは異なり、これのみで独立する「品約」として捉えねばならない。⁽⁸⁾

こうした点からみれば、本品約は一六号室の壁面に掲げられていたと想像され、甲渠候官第一六室は、おそらく初師竇氏⁽⁹⁾のいわれる如く、甲渠候の詰め所であった可能性が高く、甲渠候はこの「塞上烽火品約」を所管の各

候・際の候・隊長をとおして卒全員に熟知徹底させたものと推測できよう。

次に、本品約の従来の研究状況を解説する前に、大庭脩、永田英正氏らの諸研究⁽¹⁰⁾をもとに、居延地区の軍事組織を概略しておこう。

居延地区の軍事組織を眺めると、都尉府↓候官↓候↓際となつてゐる。際は最末端の監視哨であり、塹とよばれる天目で干したレンガで作つた、高さ一〇m位の見張台である。台の上に四m位のはねつるべを据えて、台のまわりは塹とよばれる土壁で囲み、その上に二―三のロクロがついた烽干が備えつけられている。こうした建物の近くには、大小の別がある積薪が置かれ、また周囲には、天田とよばれる、土砂をきれいにならして敵が接近しても際卒が逃亡しても足跡が残る、というしくみを作つていた。際の人数は、隊長以下三―五人位で、際と際との距離は、およそ一四〇〇―二四〇〇m位である。際に勤務する戍卒の主たる任務は、敵情監視と天田の見回りであつて、異常がなければ、一ヶ月まとめて「異常なし」の報告を候へ提出し、候では自らの管轄下に入つてゐるいくつかの際からの報告を、とりまとめて候官へ送るシステムになつてゐた。際の中でも候長・候史の駐在してゐる際は候であり、候の人数は、隊長と候史並びに際卒一〇人位であらうとされている。

漢代河西四郡（武威・張掖・酒泉・敦煌）の一つ張掖太守の管轄下に、北の居延と南の肩水とに都尉府を置き、これを対匈奴の二大軍事基地とした。漢簡によつて、北の居延都尉府下には、殄北・甲渠・卅井・居延（居延には都尉府が并置）の四候官があり、南の肩水都尉府下には、渠屯・広池・肩水（肩水には肩水都尉府が并置）の三候官のあつた事実が、今日までのところ判明してゐる。候官の人数は、おおよそ一〇〇人前後で、甲渠候官の場合、

管轄する候・際の数、候が一五、際が八九であり、平均すると少くとも六際(11)に一つの割で候の設置がみられたことになる。候官にはあらゆる事務手続の任務が集中されており、永田氏の理解(12)によれば、食糧の配給、内郡から送付される賦銭の管理、及び賦銭による候際の必需品の購入ないし供給をなす兵站基地であると同時に、公私にわたる経済生活の中心であったという。

こうして匈奴侵入の報は、際から候を経由して、最終的に北は居延都尉府に、南は肩水都尉府に伝達された。

二 研究史の整理

本品約を専論した主な研究成果に、今日までのところ、①甘肃省居延考古隊簡冊整理小組「塞上烽火品約」積文『考古』一九七九―四、②薛英群「居延塞上烽火品約」『考古』一九七九―四、③徐萃芳「居延敦煌発見的塞上蓬火品約」『考古』一九七九―五、④傅振倫「東漢建武塞上烽火品約考釈」『考古与文物』一九八〇―二、⑤吳初驥「漢代蓬火制度探索」『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年所収、⑥初師賓「居延烽火考述―兼論古代烽火号的演變―」同上、⑦何双全「塞上烽火品約詮釈」『考古』一九八五―九があげられ、①―⑥は各簡の文字の異同を正している点で共通している。以下、上記の諸氏の論文を本稿では、便宜上①―⑦の数字で示すことにする。

①は、本品約の積文のみである。②は、本品約が各種の具体的情況下で使用すべき異なった連合防衛警報を規定しているとし、その規定と要求によって、(一)昼と夜に侵入する居延の防禦前線、(二)異常と特殊情況、(三)協同防

衛要求と補充の具体的やり方、の三項目に分類する。そして、本品約を居延都尉府下の甲渠・殄北・卅井なる三候官での共同防衛条約と位置付け、敦煌出土の品約と比較しつつ、はっきりと地域の特徴を反映している点を主張している。また、警報を変えてしまったり、それが敵情に合わなかったりした場合は、律に従って嚴重な懲罰を受けねばならなかったという点をも指摘する。③は、副題に「兼積漢代的烽火制度」とあるように、各簡の内容分析というよりは、烽燧の主要な職責を始めたとした烽燧の制そのものを検討している。と同時に、居延都尉府発布の本品約以外に、肩水都尉府（張掖郡）・中部都尉府・玉門都尉府（共に敦煌郡）・東部都尉府（酒泉郡）発布とする各品約の断簡を提示している。④は、烽燧の制が先秦から存在している点を簡略に触れ、肩水候官・敦煌出土品約の存在を確認しつつ、各簡の個別考釈を行なうにとどまる。

以上、①～④は主に本品約の大枠を論じているのに対して、⑤・⑥は本品約の内容等に関し、よりつつこんだ議論を展開している。

⑤は、漢代の烽火制度全般にわたり論じるが、とくに本品約については、中央政府が発布したものを「品」とし、郡太守府・部都尉の発布したものを「品約」と規定し、(1)簡～(8)簡までは後者が発布したものであり、(9)簡～(16)簡までは前者が発布したものであると位置付ける（なお、(1)～(16)の簡番号は、本稿で問題としている「塞上烽火品約」の簡番号である。以下これに同じ）。そして、侵入人数により「品」を、第一品…「虜十人以下在塞外者」、第二品…「虜十人以上在塞外、或一人以上、五百人以下入塞者」、第三品…「虜一千人以上入塞、或五百人以上、一千人以下攻亭障者」、第四品…「虜一千人以上攻亭障者」、第五品…「虜守亭障者」なる五品に分け、烽火信号を、第

一級…「昼拳一蓬、夜拳一昔火、母燔薪」、第二級…「昼拳二蓬、夜拳二昔火、燔一積薪」、第三級…「昼拳三蓬、夜拳三昔火、燔二積薪」、第四級…「昼拳三蓬、夜拳三昔火、燔三積薪」、第五級…「昼拳亭上蓬、夜拳離合昔火」なる五級に分けている。しかもこのほかに敵の侵入如何によつて補充信号が規定されていたとし、本品約の「塙上大表」がそれであるとみなして、肩水都尉府管轄下の「塙上表」と補充信号上で区別があつたと主張する。

だが、「塙上大表」や「塙上表」を補充信号とみてよいかどうかは疑問である。この点諸家の論ずる如く、昼・夜の別で大卒の規定が存在し、拳烽数・燔薪と一セットで塙上大表があつたとみても何ら矛盾は生じない(表2を参照されたい)。

⑥は、烽火文書の分類にはじまり、烽火信号、烽火の運用と伝達にわたつて詳論されている。本品約については、具体的な規定を示すものが「品」であり、一般的な規定を示すものが「約」であるとし、(1)簡から(10)簡までをさしかえている。すなわち、順に(1)簡・(2)簡・(3)簡・(4)簡・(5)簡・(6)簡・(7)簡・(8)簡・(10)簡・(11)簡・(14)簡・(13)簡・(12)簡・(9)簡・(16)簡・(15)簡とし、(1)～(13)簡までを「品」とみなし、(12)～(15)簡までを「約」と位置付けている。⑤と⑥を比較すると、皮肉なことに、⑥が「約」と位置付けた、(12)簡・(9)簡・(10)簡・(15)簡が、⑤では「品」とされて互いにかみ合っていない。⑥が簡をさしかえた理由は、「品」と「約」との分化のためであつて、それ以上の積極的理由はみあたらない。三候官の共約という本品約全体の内容や、先に示した出土情況等から判断すれば、①～⑤が示すように簡のさしかえの必要はないと考えられる。

⑦は、本品約の堠・堠・塙・燧・燧・煙、故・数、且・旦の字義をめぐつて展開しており、最後に烽火制度の

補述として、候長・隊長が烽火規定どおりに行使しなければ、責任をとって罰せられる点を新居延簡を使用して指摘する。とりわけ後述するところの、⑥が「建武五年甲渠候官劾候長王褒 劾状」とした簡の摹本（翻刻本）が提示されている。

三 「塞上烽火品約」訳注

以上の本品約理解のための予備的考察と諸家の研究史の整理をふまえて、本品約の全訳を試みたい。最近大庭氏の抄訳⁽¹⁴⁾が出されたが、それとは若干意見を異にする部分もある。なお、全文は注記のない限り①論文に従った。注記した箇所⁽¹⁵⁾の訳をめぐる私見は、後の注に示してある。

- (1) ●匈奴奴昼入殄北塞、拳二羹、□□塙⁽¹⁶⁾一、燔一積薪。夜入、燔一積薪、拳塙上離合莖火、母絶至明。甲渠、三十井塞上和如品。(F一六・一)⁽¹⁷⁾

〔匈奴が昼殄北候官の塞に侵入したならば、二烽並びに塙上に表一を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塙上に離合莖火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、卅井候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

- (2) ●匈奴奴昼甲渠河北塞、拳二羹、燔一積薪。夜入、燔一積薪、拳塙上二莖火、母絶至明。殄北、三十井和如品。⁽¹⁸⁾
(F一六・二)

〔匈奴が昼甲渠候官の河北の塞に侵入したならば、二烽を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を

燔き、塙上に二苜火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。殄北候官、卅井候官は、互いに応ずること差等の如くせよ。」

(3) ●匈奴人昼入甲渠河南道出塞⁽¹⁹⁾、挙二燧、塙上大表一、燔一積薪。夜入、燔一積薪、毋絶⁽²⁰⁾至明。殄北、三十井塞上和如品。(F一六・三)

〔匈奴が昼甲渠候官の河南道上の塞に侵入したならば、二烽並びに塙上に大表一を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、明け方まで続けて絶やしてはならない。殄北候官、卅井候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(4) ●匈奴人昼入三十井降虜隧以東、挙一燧、燔一積薪。夜入、燔一積薪、挙塙上一苜火、毋絶至明。甲渠、殄北塞上和如品。(F一六・四)

〔匈奴が昼卅井候官の降虜隧以東に侵入したならば、一烽を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塙上に一苜火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、殄北候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(5) ●匈奴人昼入三十井候去一隧⁽²²⁾以東、挙一燧、燔一積薪、塙上燧一。夜入、燔一積薪、挙塙上一苜火、毋絶至明。甲渠、殄北塞上和如品。(F一六・五)

〔匈奴が昼卅井候官の候□隧以東に侵入したならば、一烽を挙げ、一積薪を燔き、塙上に煙一をたけ。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塙上に一苜火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、殄北

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。」

- (6) ●匈奴人渡三十井県索関門外道上隧、天田⁽²³⁾ 失亡、⁽²³⁾ 拳二漢、塙上大表一、燔一積薪、不失亡、⁽²⁴⁾ 毋燔薪、它如約。
(F一六・六)

〔匈奴が卅井県索関門外の道を渡り、隙に上り、天田が失亡したならば、二烽並びに塙上に大表一を挙げ、一積薪を燔け。天田が失亡しなければ、薪を燔いてはならない。他は約束の如くせよ。〕

- (7) ●匈奴人三十井誠勢北隧県索関以内、⁽²⁵⁾ 拳二漢薪如故。三十井県□北誠勢隧以外、⁽²⁶⁾ 拳漢□□、⁽²⁶⁾ 毋燔薪。(F一六・七)

〔匈奴が卅井候官の誠勢北隧並びに県索関門以内に侵入したならば、烽を挙げ、薪を燔くこと差等の数の如くせよ。卅井県索関門並びに誠勢北隧以外ならば、烽を挙げること差等の如くするも、薪を燔いてはならない。〕

- (8) ●匈奴人入殄北塞、⁽²⁷⁾ 拳三漢、⁽²⁸⁾ 后復入甲渠部累、⁽²⁹⁾ 拳亭上漢、⁽²⁹⁾ 后復入三十井以内部累、□⁽³⁰⁾ 拳塙上□⁽³⁰⁾ 上漢。(F一六・八)

〔匈奴が殄北候官の塞に侵入したならば、二烽を挙げ、後に再び甲渠候官管轄内の各塞に侵入したならば、亭上に烽を挙げ、後に再び卅井候官の各塞に侵入したならば、塙上に直木烽を挙げよ。〕

- (9) ●匈奴人入塞、守亭⁽³¹⁾ 郭不得下燔薪者、⁽³¹⁾ 旁亭可⁽³¹⁾ 拳漢、⁽³²⁾ 燔薪、⁽³²⁾ 以次和如品。(F一六・九)

〔匈奴が塞に侵入して、亭障をとり囲んでいるため、おりて薪が燔けなかった場合、近隣の亭が代って烽を挙げ、薪を燔け。順次に互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(10) ●塞上亭隧見匈奴人在塞外、各举燹如品、母燹薪。其誤、亟下燹滅火、候尉吏以檄馳言府。(F一六・一一〇)
 「塞上の亭隧は、匈奴が塞外にいるのを発見したならば、それぞれ烽を上げること差等の如くするも、薪を燹
 いてはならない。誤認し伝えた場合は、すぐさま烽をおろして火を消し、候・尉は檄に書し、馬を馳せて居
 延都尉府まで報告せよ。」

(11) ●夜即聞匈奴及馬声、若日旦入時、見匈奴人在塞外、各举部燹以次亭、晦不和。夜入、举一苜火、母絶□□
 夜滅火。(F一六・一一一)

〔夜匈奴及び馬声を聞き、もし明け方に匈奴が塞外にいるのを発見したならば、各々で烽を上げ、次へと伝へ、
 月の出ない闇夜には互いに応じなくとも良い。夜侵入したならば、一苜火を上げ、夜には火を消してはなら
 ない。〕

(12) ●匈奴人入塞、候尉吏亟以檄言、匈奴人入□□都尉□□母絶如品。(F一六・一一二)

〔匈奴が塞に侵入したならば、候・尉の吏は、すぐさま檄にて報告し、匈奴が□□に侵入したならば、都尉は
 ……絶やしてはならず、差等の如くせよ。〕

(13) ●匈奴人入塞、承塞中亭隧、举燹、燹薪、□□燹火品約、官□□举□□薪。(F一六・一一三)

〔匈奴が塞に侵入したならば、亭隧に受け継がせるに、烽を上げ、薪を燹くこと、烽火規定の如くせよ。官は
 ……烽を上げ、……薪を燹け。〕

(14) ●匈奴人即入塞、千騎以上、举燹、燹二積薪、其攻亭障塙□□、举燹、燹二積薪、和如品。(F一六・一一四)

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐる

岡田

〔匈奴が塞に侵入するにあたり、千騎以上であったならば、一烽を挙げ、二積薪を燔き、亭障塙……を攻めたならば、一烽を挙げ、三積薪を燔き、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(15) ● 県田官 丞尉官 関河記、 丞令史 護 誠整 部界中 童 為令。⁽⁴⁾ (F一六・一五)
〔県の田官………(以下不詳)。〕

(16) ● 匈奴人入塞、天大風、風及降雨、不具燻火者、亟伝檄告、人走馬馳以急疾。⁽⁴²⁾ (F一六・一六)

〔匈奴が塞に侵入したとき、天候が大風、風、降雨で烽火を具えることができなかつた場合、すみやかに檄を伝えて報告し、人馬を馳せて急ぎ知らせよ。〕

(17) ● 右塞上燻火品約 (F一六・一七)
〔塞上烽火規定は、右の如し。〕

四 罰則規定と対象者

上で述べた「塞上烽火品約」の規定に法って、実際現場でどのように機能していたのかを窺い得る史料に、以下の如き建武五年の年号の入った簡(以下「建武五年簡」と略す)がある。

「建武五年簡」は、一九七四年に破城子(甲渠候官所在地)で発掘された新居延漢簡であつて、初師賓氏の⑥論文に引用されたが、初氏はこの簡を候長王褒の罪を弾劾する文とみ、「建武五年甲渠候官劾候長王褒『劾状』」と名命されている。氏は本簡に対する歴史的的位置付けを、「烽火司法文書類」の一つである「劾状」と捉えている点に

特色がある。

また、何双全氏の⑦論文には、幸いなことに摹本が提示されているので、初氏や何氏の解釈文と図版とを対比検討することができるようになった。以下に全文並びに全訳を掲げる。但し、摹本を底本とし、⑥⑦の差異及び私見は注に記してある。

- (1) 建武五年十二月辛未朔戊子令史刻将⁽⁴³⁾ 斃⁽⁴³⁾ (七四EPT六八・八一)
- (2) 詣居延獄、以律令從事。(七四EPT六八・八二)
- (3) 廼今月十一月辛巳、日且入時、胡虜入甲渠木中(七四EPT六八・八三)
- (4) 隳塞天田、攻木中隳。隊長陳陽為拳埃上二(七四EPT六八・八四)⁽⁴⁴⁾
- (5) 薰、塙上大表一、燔一積薪。城北隳助吏李丹(七四EPT六八・八五)
- (6) 候望見木中隳有煙、不見薰。候長王斃即使(七四EPT六八・八六)
- (7) 丹騎驛馬一匹馳住逆辟⁽⁴⁵⁾。未到木中隳里所、胡虜四步人(七四EPT六八・八七)
- (8) 從河中出、上岸逐丹、虜二騎從後來共圍遮、略得丹及所騎⁽⁴⁶⁾ (七四EPT六八・八八)
- (9) 驛馬持去。●案斃典主而擅使丹乘用驛馬(七四EPT六八・八九)
- (10) 為虜所略得⁽⁴⁷⁾、失亡馬⁽⁴⁸⁾。(七四EPT六八・九〇)
- (11) 斃不以時燔拳⁽⁴⁹⁾、而拳埃上一苜火、燔一積薪。燔拳不(七四EPT六八・九一)⁽⁵⁰⁾
- (12) 如品約、不悞事⁽⁵²⁾。 (七四EPT六八・九二)⁽⁵¹⁾

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐる

岡田

〔建武五年(A.D. 29)一二月、辛未朔戊子、令史の刻將褒は居延獄に行き事を行う。一二月一日のあけ方に、匈奴が甲渠候官所屬の木中隊のとりでと天田に侵入し、木中隊を攻めた。隊長の陳陽は堠上に二烽、塢上に大表一を挙げ、一積薪を燔いた。〕

城北隊の助吏であつた李丹は、木中隊から煙が上がっているのを発見したが、烽はみえなかつた。城北隊長の王褒は、李丹に馱馬一匹に乘らせて様子をみにゆかせた。まだ木中隊の里所に至らないうちに、匈奴四人が馬に乗らず徒歩で河のあたりから出てきて、前岸から丹を逐い、さらに匈奴二騎が後からきて丹を囲み、丹並びに丹の乗っていた馱馬を略奪し持ち去つた。

案ずるに、王褒は監督責任者であるにもかかわらず、勝手に丹を馱馬に乘用させ、そのあげく匈奴に略奪され馬をも失うこととなつた。王褒は時にあたって燔拳を以てせず、堠上に一苴火を挙げ、一積薪を燔いた。しかし、燔拳は規定のとおりではなく、非常時に憂慮していないことを示している。〕

本簡より明示できる主な点は四点あろう。

第一点。木中隊長の陳陽が挙げた「拳二烽、塢上大表一、燔一積薪」は、「塞上烽火品約」の「入甲渠、河南道上塞」の場合の規定と合致することである。このことは「塞上烽火品約」が、後漢光武帝の建武初年期的ものと考えられていた点を裏付ける結果となつた。

第二点。甲渠候官所屬の隊の伝達順序として、木中隊↓城北隊(城北候でもある)へという経路が判明した。

第三点。城北候長の王褒は、本簡の全体的内容や、(9)簡中の書き出し「褒」の字の上に二字分の空白があること等から推して、①監督責任者であるのに、勝手に駄馬を使用し、しかもその馬と李丹を匈奴に略奪された、②「品約」どおりに燔挙しなかった、という二つの罪で弾劾をうけたのであろう。いわゆる軍約違反である。ここで示されている「品約」は、先に示したように、おそらく「塞上烽火品約」と同一規定であったと考えられるから、当然王褒が燔挙した「塚上一苜火、燔一積薪」では違っていることとなる。

第四点。甲渠侯官の令史の刻将褒が居延獄に行っている点から、候長王褒は居延都尉府で処罰されたと思われる。烽火に関する何らかの罰則規定が、少くとも都尉府段階で明示されていたことになろう。

この点初師賓氏は、王褒が「渠の獄」に送られたとする。⁽⁵³⁾ 民間人寇恩（本籍は潁川郡昆陽県市南里で、現在居延県都郷に客居している）の甲渠侯官の候粟君に対する負債問題について述べている、建武三年「候粟君所責寇恩事」⁽⁵⁴⁾ 冊書をみる限り、たとえ甲渠候といえども民事訴訟に関しては、居延県廷がとり行なっていることがわかる。民事と軍事を別とする漢代全体の統治のあり方や、永田氏が表示する如く、⁽⁵⁵⁾ 軍事的機能が優先した張掖郡全体の統治組織からみれば、「居延都尉府下の獄」に送られたとみた方がよいであろう。ともあれ、本簡より烽火に関する罰則規定の存在が、都尉府段階で明示されていた点は想定されよう。

さて、程樹徳が『晋書』刑法志に「興律の烽燧」とあることから、『九朝律考』卷一、漢律考三、律文考で、漢代の烽燧に関する規定は、興律中に入るべきものと位置付けているように、漢代では興律の存在が伝えられている。内容は全く不明であり、その実態を知り得ないが、あえて本簡からの論点等を参照として想像を逞しくすれ

ば、罰則規定の基本的な大枠は興律に定められていて、「品約」等の規定に基づく細部にわたる罰則規定は、都尉府段階で明示されたと考えられないであろうか。⁽⁵⁶⁾

次に烽火規定に関する罰則対象について、管見し得る漢簡を参考にして考察を加えたい。

「建武五年簡」では、烽火規定に関する罰則対象者は、候長の王褒であった。

また、

鉞庭候長王護 坐隊長薛隆誤和受一苜火適載 輒一両(七四EPT六五・二二八)

とあり、これは「鉞庭候長の王護は、隊長の薛隆が誤って一苜火を受けたことで罰せられた」という意味である。何双全氏もこの簡から、自らの管轄する際の隊長が誤って信号を伝えた場合、その監督責任者たる候長が罰をうけると解釈している。⁽⁵⁹⁾まさに候長は、自らの管轄する際で烽火規定と異なった事態が生じた場合、その責任をとらねばならなかったのである。こうした点からみると、「建武五年簡」の候長王褒は先に示した罰以外に、候長としての責任をも追求された可能性がある。

また、

里上造張憲、萬歲隊長居延沙陰里上造郭始、不知誦薰火、兵弩不繫持憲 斥免。它如爰書、敢言之。(七四EPT五九・一六一)

とみえ、これは「万歳隊長の郭始が、烽火規定を読むことを知らず、兵器・弩器の弓だめができないので更迭された」と解し得る。隊長は烽火規定を知らなければ勤まらないし、並びに際の責任者としてその責任を追求され

たとみられる。「建武五年簡」から「木中隊長の陳陽は烽火規定どおり燔拵したにもかかわらず、木中隊を管轄する城北候長の王褒は違反した」という意味が文面の裏から読みとれ、これは、木中隊長の陳陽が、もし烽火規定どおりに燔拵しなければ、当然王褒同様罰せられることを暗示している。こうしたことから烽火規定の罰則対象者に、隊長もあげられるとみてよい。

さらに、破城子出土で永田氏が「病卒名籍」として分類した簡に、⁽⁶⁰⁾

卒三人一人病 卒符澤月廿三日病傷汗



二人見 卒范前不知蓬火品(四六・九 四四七三)

がある。この簡の内容は、「卒三人中符澤一人が病気にかかったため、現在二人となったが、そのうち范前は烽火規定を知らない」というものである。これは甲渠候官所属の某隊から、某候を経て甲渠候官に送付されてきたものであり、簡の報告者は隊長であろう。これが永田氏のいわれる『病卒名籍』であるとすれば、符澤が病気になったため、隊長である私と范前とで烽火を挙げることになったものの、范前は烽火規定を知らないのだという意味合いを『病卒名籍』中に加えて、隊長某が候に伝達したのであろう。三―五人位の守備する隊で、もし隊長のみならず隊卒の一人でも烽火規定を知らなければ、いざという時烽火を燔拵し得ず、守備機能の停止や軍事的損失をもたらし、ひいては互いの死を意味する結果になりかねない。まさしく隊卒が烽火規定を知らないことは、罪にあたると思えられよう。初氏は、卒らの大部分は文化程度が低く、「約」文を暗唱することはできても、「品」

の条文をよく記憶することは困難であるとし、また、この簡は官吏の成績を調べる簿冊に属しているのであるから、成卒を罰したものはみられないとするが、卒は烽火規定を知らないのが前提であるとするならば、『病卒名籍』にあえて「卒の范前は烽火規定を知らない」と書く必要はないはずである。あえて記したのは、卒全員が熟知していることが当然前提にあったからであり、しかも「三令五申」して熟知徹底をはかるという軍約のもつ性格から推して、卒は知らなければ罪にあたると考えた方がよいのではなからうか。では何故このような報告をしたのかというと、初氏もいわれる如く、『病卒名籍』に官吏の成績を調べる目的があつたとすれば、隊長自身、自らの考課に傷がつかぬよう配慮したためではなかつたかとはみておきたい。

以上より、烽火規定の罰則対象者は、隊長・隊長並びに隊長の一人一人にまで及び、「塞上烽火品約」は、全員の熟知徹底を基本に据えていたとみてよいであろう。

五 「塞上烽火品約」の特質と問題点

——むすびにかえて——

以上、論じてきたところから、本品約の特質と問題点を掲げ、むすびにかえたい。

本品約は居延都尉府から発布され、居延都尉府管内の甲渠・珍北・卅井なる三候官の共同防衛を規定している点より、この三候官を管轄する居延都尉府管内以外にはあてはまらない烽火規定であつた。むろん張掖郡には居延都尉府以外に今一つ肩水都尉府が置かれているが、肩水都尉府管内でも、本品約同様にそのみに機能する烽

火規定が存在しており、更に、漢代河西四郡のうち敦煌郡では、中部都尉と玉門都尉の発布した烽火規定の存在が確認されている。⁽⁶²⁾ これらの事例は、烽火規定が郡太守府下の都尉府段階で独自に発せられていたことを示している。

本品約に伴う罰則規定は、都尉府段階で明示されていたと考えられ、本品約の罰則対象者、すなわち本品約を知らねばならなかった対象者は、候長・隊長から隊卒一人一人にまで及ぶものであった。このことは、全員が熟知徹底しなければならぬという、戦国時代以降漢代に至る軍約の一環として、本品約が性格づけられていたことを物語る。また、本品約が特定の集団以外には機能しないとといった観点からすれば、かつて戦国時代に趙将李牧が匈奴に対し防衛上発した軍約⁽⁶³⁾や漢代の周亞夫の軍約⁽⁶⁴⁾と同一範疇に入る。以上が本品約のもつ特質である。

以下に、本品約をめぐる問題点について、三点提示しておきたい。

第一点、本品約各簡から派生する具体的な諸問題について。

(1)～(17)簡は、居延都府管内の三候官での共同防衛規定を示しているわけであるが、その中でもとくに(1)～(8)簡には三候官名が明示されている。(1)～(5)簡に着目すると、三候官中昼夜ともそれぞれ規定が異なり、三候官管轄のどこが発したものは、これによって識別できた。匈奴侵入経路中で、とりわけ卅井候官管轄地区の侵入経路は、降虜隊⁽⁶⁵⁾以東並びに候□隊⁽⁶⁵⁾以東からであって、当時二つの際⁽⁶⁵⁾が最前線中、最も緊迫した地点であったようだ。永田氏に従って降虜隊がA22布肯托尼(Buken-toni)だとすると、降虜隊は卅井候官の最南端に位置する際⁽⁶⁵⁾となる。なお、布肯托尼不近の辺塞は、亭隊⁽⁶⁶⁾に対して東側に連なっていて、匈奴はまさしく降虜隊の東側より侵入す

るのを常としたようであり、「匈奴が降虜隊以東に侵入した場合」といった基準が設定される点はうなづける。候□隊の位置は不明だが、おそらく辺塞は候□隊の東側に連なっていたと想像される。さらに、甲渠候官は河北と河南とに分けて管轄統制をはかっていたらしい。河はエチナ河であろう。

(9)簡は、守備している時に不都合が起こった場合の特別規定であり、(10)簡は、匈奴を塞外で発見した場合と誤認した場合の規定であり、(11)簡は、夜匈奴の声や馬声を聞いた場合の規定である。(12)簡は、匈奴侵入時の候・尉や都尉の役割を規定したものであって、(13)簡は、匈奴侵入時の候官のなすべき処置を明示した内容を示し、(14)簡は、匈奴侵入時の人数に関する規定である。匈奴侵入時の人数については、②③④⑤⑥が示すとおり旧居延漢簡に、

匈奴人入塞及金関以北、塞外亭隊見匈奴人拳羹煙□。

五百人以上能拳二羹。(二八八・七、甲二四〇九)

〔匈奴が塞及び肩水金関以北に侵入したならば、並びに塞外の亭隊等が匈奴を発見したならば、積薪を燔き、烽・煙……を挙げよ。……五百人以上が侵入したならば、二烽を挙げよ。〕

とあるものや、敦煌漢簡に、

望見虜一人以上入塞、燔一積薪拳二蓬、夜二苜火、見十人以上在塞外、燔拳如一人□。

望見虜五百人以上若攻亭障、燔一積薪拳三蓬、夜三苜火、不滿二十人以上燔拳如五百人□品。

虜守亭障燔拳、昼拳亭上蓬、夜拳離合苜火、次亭遂和燔拳如品。(T二二・e. : 〇三)

〔表1〕

敦 煌				肩 水		居 延		場 所	
五〇〇人以上	二〇人未満	一〇人以上	一人以上	五〇〇人以上	一人以上	一〇〇〇人以上	一人以上	人	数
攻亭 擊障	攻亭 擊障	塞 外	塞 内						
一積薪、 三烽	一積薪、 三烽	一積薪、 二烽	一積薪、 二烽	二烽	一積薪、 一烽	二積薪、 一烽	一烽	規定(昼)	規定(夜)
三莛火	三莛火	二莛火	二莛火						

〔二人以上の蕃人が、塞内に侵入するのを発見したならば、一積薪を燔き、二烽を挙げ、夜塞内に侵入したならば、二莛火を挙げよ。一〇人以上が塞外にいるのを発見したならば、一人以上が塞内に侵入した場合と同様に、積薪を燔き、烽・莛火を挙げよ。〕

蕃人が五〇〇人以上で亭障を攻撃したならば、一積薪を燔き、三烽を挙げ、夜亭障を攻撃したならば、三莛火を挙げよ。二〇人より少ない人数で亭障を攻撃した場合も、五〇〇人が攻撃した時と同様の差等により積薪を燔き烽・莛火を挙げよ。

蕃人が亭障に侵入した場合、昼ならば望楼上に烽を挙げ、夜ならば離合莛火を挙げよ。次の際は、順次相応じて積薪・烽・莛火を挙げることに差等の如くせよ。〕

とあるように、ここに見える人数と品約にみえるものが、ほぼ同じ内容を

提示しており、大いに参考に値する。

ここにおいて、異なった三地点の烽火規定から、匈奴の侵入人数如何についてが判明した。ただし、時代は漢代であっても、前漢昭帝・宣帝期から後漢中期にかけてであって、漢朝と匈奴との歴史的關係の推移を考慮すれば、この員数をもって一律に論じ得ないが、そのおおよそをまとめると〔表1〕のようになろう。

なお、匈奴侵入に対する具体的事例を示す簡に、

本始二年閏月乙亥、虜可七九騎、入卅井辟非□(二七一・九)

や、

永始元年九月庚子、虜可九十騎、入甲渠止北際、略得卒一人、盜取官三石弩一、橐矢十二、牛一、衣物七數

司馬宜昌將騎百八十二人、徙都尉道。(五七・二九、甲四一〇)

がある。これらによれば、本始二年(前漢宣帝期)閏月乙亥の日に、卅井候官所屬の辟非際へ侵入した匈奴は七九騎であり、永始元年(前漢成帝期)九月庚子の日には、甲渠候官所屬の止北際に九〇騎の匈奴の侵入したことが理解できる。

(15)簡は、不鮮明のため内容上不明であるが、県の田官がみえ、それがこうした品約中に現れていることは、県の田官(おそらく居延県の田官)が常に候官等を往き来していた点が推定できそうであり、あるいはこの地域に行なわれていた屯田に関わる田官組織と候官・候・隊等の軍事組織との何らかの直接的関連を窺い知り得るかもしれない。永田氏によれば、屯田に関係する際で、甲渠候官に屬する際としては、現在までのところ確認されてい

〔表2〕

簡番号	情 況	昼 侵 入	夜 侵 入
(1)	入殄北塞	拳二烽，塙上表一 燔一積薪	燔一積薪，拳離合 巨火
(2)	入甲渠河北塞	拳二烽，燔一積薪	燔一積薪，拳二苜 火
(3)	入甲渠河南道上塞	拳二烽，塙上大表 一，燔一積薪	燔一積薪
(4)	入卅井降虜隄以東	拳一烽，燔一積薪	燔一積薪，拳一苜 火
(5)	入卅井候□隄以東	拳一烽，燔一積薪， 塙上煙一	燔一積薪，拳一苜 火
(6)	渡卅井県索関門道上隄 (イ) 天田失亡 (ロ) 天田不失亡	拳二烽，塙上大表一，燔一積薪 拳二烽，塙上大表一，母燔薪	
(7)	卅井誠勢北隄県索関以内 同 以外	拳烽燔薪如数(?) 拳烽如品(?), 母燔薪	
(8)	入殄北塞 後復入甲渠部累 後復入卅部累	拳二烽 拳亭上烽 拳塙上直木烽	
(9)	入塞，塞をとり囲まれ燔 薪不可能な場合	旁亭が拳烽燔薪	
(10)	匈奴を塞外で発見した場合 誤認した場合	拳烽，母燔薪 下烽滅火し，候・尉は警報を疾駆して 居延都尉府へ報告	
(11)	夜，匈奴人及び馬声を聞 いた場合	明 け 方 (イ) 塞外に発見 した場合 (ロ) 晦の場合	拳烽 不和 拳一苜火，滅火
(12)	入塞 入□□(?)	候・尉は警報を報告 都尉は(?)	
(13)	入塞	候官中の亭隄にうけつがせるにあたり， 拳烽燔薪，如烽火品約。官は(?)	
(14)	入塞 (イ) 千騎以上 (ロ) 攻亭障塙□□□	拳一烽，燔二積薪 拳一烽，燔三積薪	
(15)	県田官 ?	? 不詳	
(16)	入塞 大風，風，降雨で不具烽火	人走，馬駆して至急報告	
(17)	帳 尻		

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐる

岡田

第六十八卷

二三

る第一隊から第三八隊までの、いわゆる番号隊と称せられる隊がそれであるといわれている。⁽⁶⁷⁾ 残念ながら、甲渠侯官からは田卒名籍の出土がなく、当侯官下での屯田の存在に疑問がないではないが、新居延漢簡の発掘が、甲渠侯官だけで六八六五枚に及ぶというのであるから、あるいはその中に田卒名籍が含まれているやもしれない。田卒名籍や甲渠侯官所属番号隊と屯田との関係をめぐる問題は、新居延漢間の発表をまつて検討すべき今後の課題の一つとなろう。(16)簡は、天候の関係で烽火を挙げられない場合の規定である。

以上の本品約各簡から派生する諸問題を考慮し、かつ、第三章の訳注の私見を交えて本品約の内容を表示すれば、「表2」の如くになろうか。

第二点、「品」をめぐる問題点について。

第二章でもふれたように、⑤⑥は本品約をとおして、漢代の「品」を法的な側面から問題とした論考でもあるが、互いに論点がかみ合わないままになっている。

⑤が、「品」を中央政府が発布し、「品約」を郡太守府、都尉が発布したものとする根拠は、「如品」を「中央政府が発布した『塞上蓬火品約』の規定により執行した」と解釈するところから生じており、中央政府が発布した規定と、居延都尉府が具体的条件をもとに発布した規定とが、組み合わされて本品約を構成しているとみるわけである。だが、その根拠とする点が不明瞭であり、また、(1)〜(8)簡が居延都尉府の発布したもので、(9)〜(16)簡が中央政府の発布したものとする基準も具体的に提示されていない。もし呉氏のいわれるとおりだとすれば、(9)

簡以降三候官名はみえないものの、(9)(10)(12)(14)簡にも「如品」と記述されており、これをどう解釈するのか。並びに、(1)～(8)簡が居延都尉府発布の「品約」とするならば、(17)簡は(8)簡の後にこなければならなくなるはずである。さらに、侵入人数を示す「品約」とみられる、本章で掲げた二八八・七、甲二四〇九簡、T二二・e…〇三簡や本品約の(14)簡からの侵入人数の違いをもって、五「品」(第二章で示した)を推断したわけだが、時期も出土地点も異なる簡から、侵入人数の差だけで五「品」を設定してよいものであろうか、疑問である。

⑥が、具体的規定としての「品」と一般的規定としての「約」に分別する根拠は、「如品」「如約」とあるように、「品」と「約」が別になっていることと、『塩鉄論』復古篇等より、軽重、緩急などの異なった情況によって、異なった級次、規定を「科」の下に設け、これを「品」といったとみる点にあるようである。しかし、これらの根拠も極めて不明瞭である。すなわち、一般的規定と具体的規定との差異をどの基準で設定するのかという点が明示されていないし、かつ、「科」の下に「品」があるということの明確な提示がないからである。例えば(14)簡は、侵入人数に関する一般規定であったとも考えられるし、(12)簡も匈奴侵入時の候・尉・都尉の役割を規定しているもので、具体的規定とも思われない(⑤はこの二簡を中央政府発布の「品」とする)。(10)、(16)簡も同様に考えられるし、(15)簡中に「誠勢北際」の存在を認める以上、(15)簡は「品」とすべきではないのか、等々といった疑問が生じる。こうした⑤⑥の論点がかみあわず、今一つ納得できない直接の原因は、「品」自体の不明瞭さに起因しているよう。

⑥があげた根拠の一つに『塩鉄論』復古篇がある。

大夫曰、故扇水都尉（肩水都尉）彭祖寧煥、言塩鉄令品、令品甚明。

王利器は『塩鉄論』校注⁽⁶⁹⁾の中で、「品」を使用した熟語に、「品令」「品式」「程品」「儀品」「條品」「科品」「法品」があることを示し、「品」ともどもこれらはみな法令の形式をもった規定であると指摘している。だが、これらの語句は、どれもはっきりとした具体的な意味を説明してはいない。ここでは「品式」についてののみふれておく。

かつて守屋美都雄⁽⁷⁰⁾氏は、晋の「故事」を論ずるにあたって、『隋書』経籍志に引かれている、「故事」の具体的内容をなす「品式、章程」の中で、「品式」については、その内容並びにできあがるプロセスを詳かにできないとしながらも、「周礼」地官司門の條の「幾出入不物者」の條の注⁽⁷²⁾から、この場合の「品式」は、「国の門を出入するものの特出荷物の種類や個数等の細則の謂いであろう」とし、また、『漢書』孔光伝の孔光が尚書僕射敵を尚書令に推挙しようとしたときの記事⁽⁷³⁾を引用し、この場合の「故事」は、「尚書令の選任のしかたについて、初め定まった規定がなかったが、いつの時にか年次による選任の事実が見られるようになり、それが前例となってそのまま慣例的方式として固定していったものをいうのであろう」としている。しかも「品式」が守屋氏の述べる「故事」を構成するものの一つであるとすれば、「品式」もその時々で行なわれた事例に基づき設定されたもので、臨時的性格をもつものということが想像され、烽火の「品」もその時々において変化する性質をもつものとみられないであろうか。問題点として指摘しておきたい。

そもそも漢代にあって「品」とは、『説文解字』卷二下、品部に、

品、衆庶也。

とある如く、「多くのもの」、「種類」、「差等」、あるいは顔師古が『漢書』卷九四上、匈奴伝上で注する「等差」の謂いであろう。よって、烽火の「品」も、烽火に関する「多くのもの」、「差等」を意味するのではなからうか。さて、当該時代の「約」は、はじめにでもふれたように、厳しい罰則規定を伴いながらも、戦闘集団や民間の社会集団内で集団の秩序維持機能を果たす役割を演じていた。まさに集団の構成員が誓いあうところに「約」の意義があつたと思われる。よって、上で述べた「品」を考え合わせると、「塞上烽火品約」とは、「塞上烽火の差等に関する軍事的約束」の意とならうか。

以上は推論部分も多く今後の検討を必要とするが、とりわけ「品」に関しては、法制上の問題点の一つとならう。

第三点、烽火規定を知らねばならない対象者に関する漢唐間の差異について。

烽火規定を知らねばならない対象はどこまであつたかという点に関して、唐代と比較し、漢唐間の違いの一つの問題点として提示しておきたい。漢代は上で述べた如く、候長・燧長・燧卒に至るまで全員が熟知しなければならず、罰則規定をも伴ってかなり徹底化されていた。一方、唐代では『武経总要』前集、卷五、烽火に、

凡烽火隱密、不令人解者、惟烽帥烽副自執、烽子亦不得知委。

とあり、烽火（烽火規定）は隱密にして人に知られぬようにし、烽火の烽拳は烽帥と烽副のみがとり行ない、烽子には知らせずまかせることのないようにする（不得知委）となっていた。⁽⁷⁵⁾ こうした漢唐間の差異は何に起因して

いるのであろうか。それは、全員の熟知徹底を基本に据えた漢代の軍約のもつ歴史的 성격に大きく規定されていたとみられるが、この問題は、先秦から唐代に至る烽火規定について、その歴史的推移を考察した上で論じられねばならないだろう。

以上、多くの問題を抱えながら、「塞上烽火品約」をめぐって検討を加えてきた。推測に頼らざるを得なかった箇所が多く、また、残された課題も多い。今後新たな史料の出土、例えば輿律の存在の有無や『秦律』との比較が問われる『漢律』の発見⁽⁷⁶⁾などにより、本稿の一部修正をせまられる箇所が出てこないとはいえず、叱正をいたなければ幸いである。

註

- (1) 「居延漢代遺址の発掘和新出土の簡冊文物」『文物』一九七八—。
- (2) 増淵龍夫「戦国秦漢時代における集団の『約』について」『中国古代の社会と国家』弘文堂、一九六〇年所収。大庭脩「前漢の將軍」『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所収。
- (3) 「居延漢代遺址の発掘和新出土の簡冊文物」『文物』一九七八—。
- (4) 大庭脩『木簡』学生社、一九七九年、二二—四頁参照。
- (5) 何双全氏は(△塞上烽火品約▽詮釈)『考古』一九八五—九、「埃」・「塢」等の筆跡字例を比較し、本品約の字例を「埃」・「塢」について一例ずつ示している(「埃」については二例示しているが、F一六・一六簡のものが重複している)ことから推測して、筆跡を同一と考えていると思われる。
- (6) 永田英正「居延漢簡の集成二」『東方学報』四七、一九七四年。
- (7) 初師寶氏「居延烽火考述」『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年所収)は、蓬を草で編んだ棹か木製の

枠の上に布帛で覆いをかけた籠形の物とする、いわゆる吹流しの類とみているようだが、初氏もいわれる如く、表と蓬とは分けて考えるべきであつて、四種に蓬を加えて五種とみた方がよいだろう。

(8) 初氏(前掲論文)は、本品約を「烽火律令章程類」としているが、律令章程とみてよいかどうかは、簡の長さ等からみて疑問が残る。

(9) 初師賓、前掲論文。

(10) 大庭脩「秦漢法制史の研究」創文社、一九八二年、『木簡』学生社、一九七九年、『木簡学入門』講談社、一九八四年、永田英正「居延漢簡烽燧考」『東方学報』三六、一九六四年、「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度」『敦煌講座三、敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年所収、「居延漢簡の集成一、二、三」『東方学報』四六、四七、一九七四年、同五「史林」五六―五、一九七三年等参照。

(11) 新居延漢簡の「候史広徳坐罪檄」(EPT五七・一〇八)によると、候史広徳は六つの隙を管轄していたことがわかる(『中華人民共和国シルクロード文物展』読売新聞社、一九七九年参照)。

(12) 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論」『史林』五六―五、一九七三年。

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐる 岡田

(13) 地湾(肩水金閼所在地)出土の簡として、

臨莫隊長留人、戊申日西中時、受止虜隊塢上表再通塢上莖火三通 □ 一二六・四〇、五三六・四(甲七一九)と、

樂昌隊長己戌申日西中時、受并山隊塢上表再通、夜人定時莖火三通己酉日 □ □ 三三二・五(甲一七〇五)をあげている。なお、これらを⑥は「烽火戍務記録簿類」とし、永田英正氏(居延漢簡の集成三)『東方学報』五一、

一九七九年)は、燧隊勤務類中の先に示した「挙書」としている。⑤が塢上大表と塢上表を区別する点は、「品約」が各都尉府で独自に発布されている以上、むしろ当然である。

(14) 大庭脩『木簡学入門』講談社、一九八四年一二六―一二九頁参照。

(15) ①⑥(前章で列記した論文番号、以下同様)が示すとおり、写真版に「匈奴奴」とあり、原簡の誤記である。以下の「匈奴奴」も同じ。

(16) ②は「塢上表一」とし、③⑤⑥は「□□蓬一」とする。②に従う。

(17) 正しくは(七四・E・P・F一六・一)と表示すべきであろう。七四は一九七四年出土の意で、E・Pは破城子(漢代の甲渠候官所在地)で、発掘されたという意味を示

す記号であり、F一六は甲渠候官の建物の第一六室という部屋の番号である。

(18) ⑤⑥は「昼」と「甲」の間に「入」を補い、まさに従うべきである。③⑥は「塙」を「塚」に、③⑤⑥は「三十井」の後に「塞」を補う。

(19) ③⑤⑥は「出」の字を「上」とする。私見もこれに従う。

(20) ⑤は「薪」と「母」の間に「」を入れ、⑥は「母」の前に「拳塚上二苜火」を入れる。(4)・(5)簡から推して統一性をはかるならば、「二苜火」を補っても決しておかしくないが、ここでは一応そのまま原文どおりに訳出した。

(21) ⑥は「塙」を「塚」とする。(5)簡も同様に理解する。

(22) ③は「去」を「」とし、④は「上」とし、⑤⑥は「遠」とする。一応③に従っておきたい。永田氏のまとめられた最新の居延候際表(簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度)『敦煌講座三、敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年所収六五―七〇頁参照)には、「候際」なる際名はみえない。

(23) ③⑤は「二」を「一」とするが、写真版では不明。(4)・(5)簡より「一」ともとれるが、(7)簡を考慮して「二」としておく。

(24) ⑥は「燔」と「薪」の間に「二」を入れる。

(25) ③⑤は「関」の後に「門」を入れ、③は以下を「拳蓬燔薪如数」とし、⑤は「数」を「故」とする。④は「関」を省き、⑥は「拳烽燔薪如故」とする。私見は③に従う。

(26) ③は「北」を「外」とし、「外」を「」とし、「」を「如品」とみる。⑤は「渠」を「塞」にする他は③に従っている。④は「」を「如故」とし、⑥は「三十井渠索関、誠努隧以南、拳烽如故」とする。私見では「外」はそのままだし、「」は③に従い、「如品」か「如数」とする。

(27) (1)簡と矛盾するので、「二」の誤りではないか。写真版での判読は全く不可能である。

(28) 部と称するのは、所轄の際を包括しているためである(永田論文、注(22)参照)。

(29) ⑥は「拳亭上藁」を「拳旁烽」とする。

(30) ③は「三十井」の上に「」を入れ、後に「三十井部累拳塚上直木蓬」とし、④は「上蓬」を「一苜火」とみる。⑤は「三十井」以降を「三十井部累拳塚上蓬」とするが、基本的なところは③に従うべきものと考ええる。

(31) ③⑤⑥は「可」を「為」とし、さらに⑤は「燔」と「薪」の間に「積」を補う。

(32) ⑥は「燔薪」を「薪燔」としている。

(33) ⑥は「拳」と「藁」の間に「部」を入れる。

(34) ⑤⑥ともに「匈奴」の後に「人」を入れる。

(35) ⑤は「以」を「」とし、③は「晦」を「」として、

「絶」を「絶尽」とする。④は「絶」を「絶尽日」とし、⑥は「以」を省き、「絶」の後に「昼」を入れる。私見は③に従っておく。

(36) ③は「匈奴人入」を「匈奴人以」とし、⑤

は「入」の後を「」とする。⑥はこの箇所を「烽火伝都尉府」とみる。④は「都尉」を「燔薪」とするが不明である。

(37) ④は「燔」以下を「積薪、其攻亭障……」とし、⑥

は「承」の後に「乘」を補う。私見ではそのまま訳出した。

(38) ⑥は「拳」の後を「燔、毋燔薪」とする。

(39) ③⑤は「」を「辟田舎」とし、⑥は「壁田舎」とするが不明である。

(40) ③⑤⑥は「」を「」とする。「」とした方が、差が明示され理解ししやすい。

(41) ③は全文を「●県田官入塞丞尉見蓬火起夜入吏部界中民畜」とし、④は「田官

……丞令史……誠勢部界……為令」として、⑤は「●県田官丞尉見蓬火起丞令史部界中民為令」とし、⑥は「●県田官吏、令、

長、丞、尉見烽火起、丞令吏民誠勢北陸部界中、

民田畜牧者……為令」とするが、全て不明とせざるを得ない。

(42) ③は「風及降雨」の「風」を「雖」とし、「具」を「拳」とし、「馳以」を「馳以」とする。④は「人走」を「入走」とみる。私見では、「風」はそのままよいし、「人走」も同様である。⑤は「疾」の後を「」とし、⑥は「為(故)」とする。

(43) 「」は初師實氏に従って「」とする。

(44) 原本には「隊」とあるが、⑥⑦のとおり「際」とする。

(45) ⑥は「迎」とする。

(46) ⑥⑦は「得」とし、私見もこれに従う。

(47) (46)に同じ。

(48) ⑥は(10)簡を省略している。

(49) 「」の前に二字分空白がある。

(50) ⑥は「所」とする。

(51) ⑥は「」を「」とする。

(52) ⑥は「」を省略している。

(53) ⑥論文。

(54) 大庭脩「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書」「秦漢法制史の研究」創文社、一九八二年所収を参照。

(55) 永田英正「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度」敦煌講座三、敦煌の社会」大東出版社、一九八〇年所収六四頁

を参照。

(56) 或いは軍隊動員を直接司る郡太守段階とも考えられる。

(57) 摹本は「隊」だが、「際」とすべきである。

(58) 銚庭侯の管轄する際の隊長であるが、隊長の上に際名が記されていないことから、銚庭隊長の可能性があろう。

(59) ⑦論文。

(60) 永田英正「居延漢簡の集成二」『東方學報』四七、一九七四年。

(61) ⑥論文。初氏のいわれる、卒の文化程度が低く、「約」文は暗唱できても(簡単なためか)、「品」の条文は記憶できない(複雑難解のためか)といった理由付けの根拠もいささか腑に落ちない。初氏の論理展開からいって、卒にとつては一般的規定の「約」を知っているよりは、この場で直接役立つ具体的規定の「品」を知っている方が、より重要なことではないのか。

(62) ③論文参照。

(63) 為約曰、「匈奴即入盜、急入取保、有敢捕虜者斬。」〔史記〕卷八一、廉頗藺相如列伝)

(64) 軍門都尉曰、「軍中聞將軍之令、不聞天子之詔。」有頃、上至、又不得入。於是上使使持節詔將軍曰、「吾欲勞軍。」亞夫乃言開壁門。壁門士請車騎曰、「將軍約、軍中不得驅

馳。」於是天子乃按轡徐行。(『漢書』卷四〇、周勃伝)

(65) 永田英正「居延漢簡の集成一」『東方學報』四六、一九七四年。

(66) 「額濟納河流域漢代亭障分布図」『居延漢簡』甲乙篇下冊中華書局、一九八〇年所収。

(67) 永田英正「居延漢簡烽燧考」『東方學報』三六、一九六四年。

(68) ⑥はこの点を論証すけるために、『後漢書』安帝紀、「旧制律令、各有科品」を引用しているが、「旧制律令」は誤りで、「旧令制度」が正しい。

(69) 王利器『塩鉄論』校注(上)、天津古籍出版社、一九八三年。

(70) 守屋美都雄「晋故事について」『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年所収。

(71) 其餘不足経遠者為法令、施行制度者為令、品式章程者為故事、各還其官府。(『隋書』卷三三、経籍志)

(72) 鄭玄注「不物、衣服視瞻不與衆同、及所操物不如品式者。」

(73) (孔)光以高第為尚書、觀故事品式、數歲明習漢制及法令。……(以下省略)……竊見国家故事、尚書以久次転遷、非有踔絶之能、不相踰越。(『漢書』卷八一、孔光伝)

(74) 従つて、本品約(6)簡にみえる「它如約」を、私見では

「他は約束の如くせよ」と解釈する。大庭氏(『木簡学入門』講談社、一九八四年、一二八頁参照)も同様の解釈をとっており、氏の真意は不明ながらも解釈上賛成したい。

(75) 藤枝晃「長城のまもり」『自然と文化』別篇二、一九五五年。

(76) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」『文物』一九八五——。この報告中には奥律の明示がない。